

平成27年10月6日



内閣府
沖縄総合事務局

記者発表資料

橋梁保全技術講習会を実施します。

高度経済成長期に一斉に建設された橋等道路施設の急速な高齢化の進行を踏まえ、現在老朽化対策を本格的に進めています。一方、進めていくにあたり、地方自治体において予算不足、人不足、技術力不足が課題としてあげられてます。※1

このような状況の中、県内地方自治体担当職員の技術力向上にむけ、橋梁保全技術講習会を開催することと致しました。

なお前回9月30日に引き続き今年度2回目の開催となります。※2

■既設橋梁の現地調査・点検訓練

- 日時 10月 8日(木) 14:00
- 場所 国道58号 亀之浜橋かめのはまばし (恩納村 瀬良垣) (別紙-1)
- 内容 近接目視による点検、点検ハンマーを使った打音検査の実施

※1 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言概要 資料①

※2 前回実施状況 資料②

参考資料① 「道路メンテナンス会議」について

報道機関の皆様へ（現地取材の案内）

- ・現地は橋梁桁下での近接目視で足場等が悪いため、事前に下記問い合わせ先（高良、普天間）へ連絡していただければと存じます。

問 合 わ せ 先

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課
道路管理課長 高良 哲治（たから てつじ）
構造物保全係長 普天間 剛志（ふてんま つよし）
電話番号 098-866-1915



【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設

○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
⇒インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』

(省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

前回実施状況

- 1、 日時 平成 27 年 9 月 30 日（水） 14：00～15：00
- 2、 場所 国道 329 号南風原バイパス北丘高架橋（南風原町与那覇）
- 3、 参加者 国、自治体 職員
- 4、 内容 新橋建設工事現場の視察
 - ・ 交差点部における桁架設工法について
 - ・ ボルト防錆対策について



参加者の声（地方自治体職員からの感想です）



- 日頃なかなか見ることができない工法の説明を受け、有意義な経験であった
- 塩害対策としてのボルトキャップなど参考となった。
- 今後も講習会があればぜひ参加し、技術力向上に努めたい。

地方公共団体の三つの課題（人不足・技術力不足・予算不足）に対して、国が各都道府県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『道路メンテナンス会議』を設置

現状の問題点

・地方公共団体における三つの課題（人不足・技術力不足・予算不足）により、点検が進まない、点検結果の妥当性が確認できない、適切な修繕等が実施できない。

新たな対応

・国が各都道府県と連携し、『道路メンテナンス会議』を設置する。

〈体制〉

沖縄県内の以下の構成員により設置

- ・沖縄総合事務局（直轄事務所）・地方公共団体（都道府県、市町村）
- ・高速道路会社（NEXCO）

〈役割〉

- ① 研修・基準類の説明会等の調整
- ② 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- ③ 点検・措置状況の集約・評価・公表
- ④ 点検業務の発注支援（地域一括発注等）
- ⑤ 技術的な相談対応



道路メンテナンス会議開催状況

◆平成26年度

- 沖縄県道路メンテナンス会議の開催
 - ・第1回 ・会議の立ち上げ、設立趣意、規約等の承認
 - ・第2回 ・点検計画の策定に向けて情報の共有
 - ・第3回 ・道路橋、トンネル等の点検計画策定
- 沖縄県跨道橋連絡会議の設置
 - ・平成27年3月4日設置

◆平成27年度

- 沖縄道路メンテナンス会議
 - 第1回 ・平成26年度の点検結果の取りまとめ
 - 第2回 ・H26の公表、H27の見通し等

主な地方自治体への支援

○橋梁研修 I

地方自治体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技術等を修得するための研修を年1回(4日間)開催

○橋梁点検訓練(現地)

○橋梁講習会

橋梁維持管理の最新技術や方法の講義



道路メンテナンス会議開催状況



現地実習状況